

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 緑竹会
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岡山県岡山市南区福富西二丁目 5 番 40 号
- (3) 設立認可年月日 平成 2 年 8 月 17 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 年 8 月 29 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	竹原内科医院	岡山県岡山市南区福富西二丁目 5 番 40 号	0

- (2) 付帯業務 該当なし
- (3) 収益業務 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和 3 年 8 月 30 日 令和 2 年度決算の確定

様式2

法人名 医療法人社団 緑竹会
 所在地 岡山市南区福富西二丁目5番40号

※医療法人整理番号 50254

財産目録
 (令和4年 6月 30日現在)

1. 資産額	78,578 千円
2. 負債額	32,265 千円
3. 純資産額	46,313 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	6,606
B 固定資産	71,972
C 資産合計	(A+B) 78,578
D 負債合計	32,265
E 純資産	(C-D) 46,313

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

様式3-4

法人名 医療法人社団 緑竹会
 所在地 岡山市南区福富西二丁目5番40号

※医療法人整理番号 00254

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 6月 30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	6,606	I 流動負債	32,265
II 固定資産	71,972	II 固定負債	0
1 有形固定資産	61,796	負債合計	32,265
2 無形固定資産	46	純資産の部	
3 その他の資産	10,130	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	36,313
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	46,313
資産合計	78,578	負債・純資産合計	78,578

様式4-2

法人名 医療法人社団 緑竹会
 所在地 岡山市南区福富西二丁目5番40号

※医療法人整理番号 〇〇254

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	29,069
2 事業費用	32,019
本来業務事業損失	2,950
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事 業 損 失	2,950
II 事業外収益	1,200
III 事業外費用	
経 常 損 失	1,750
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 損 失	1,750
法 人 税 等	71
当 期 純 損 失	1,821

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 緑竹会
理事長 竹原 謙三 殿

私は、医療法人社団 緑竹会の令和3会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月20日

医療法人社団 緑竹会
監事 前田 五郎

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。